

6 高齢者の安心確保・生きがい対策の推進

(1) 地域包括支援センターの機能強化

(現状と課題)

- 地域包括支援センターは、平成 18 (2006) 年 4 月から介護保険法の改正に伴い創設され、三重県内では平成 26 年 4 月 1 日現在、53 箇所、設置運営されています。
- 地域包括支援センターは、市町機能の一部として地域の最前線に立ち、高齢者の総合相談、権利擁護、介護予防のケアマネジメント及び地域ケア会議等を通じたケアマネジメント支援等を業務とし、地域包括ケアシステム構築へ向けた中核的な機関であり、その体制強化を図る必要があります。
- また、平成 26 (2014) 年 6 月の医療介護総合確保推進法施行に伴う介護保険法の改正により、新たに「在宅医療・介護連携の推進」、「認知症施策の推進」、「地域ケア会議の推進」、「生活支援サービスの体制整備」に係る事業が包括的支援事業に位置付けられました。今後、業務量の増大が見込まれるため、人員体制の強化を図る必要があります。

図 3-6-1 地域包括支援センター職員の状況

職員の配置状況					職員別の実人数				
	三重県		全国			三重県		全国	
	箇所	割合	箇所	割合		実人数	平均値	実人数	平均値
12人以上	5	9.4%	518	11.6%	保健師	55	1.5	4,086	1.4
9人以上～12人未満	5	9.4%	539	12.1%	経験のある看護師	32	1.2	2,876	1.0
6人以上～9人未満	18	34.0%	1,142	25.6%	社会福祉士	83	1.6	6,347	1.6
3人以上～6人未満	25	47.2%	2,019	45.2%	社会福祉士に準ずる者	4	1.0	408	0.4
3人未満	0	0.0%	250	5.6%	主任介護支援専門員	66	1.2	5,171	1.2
計	53	100.0%	4,468	100.0%	介護支援専門員	77	2.3	6,095	2.0
					その他	46	2.1	2,871	1.3
					計	363	6.8	27,854	6.2

平成 25 年度老健事業「地域包括支援センターにおける業務実態に関する調査研究事業」(三菱総合研究所)

- 市町において、複数の地域包括支援センターを設置している場合、直営等基幹となるセンターや機能強化型のセンターを位置付けるなど、センター間の役割分担・連携を強化し、効率的かつ効果的な運営体制を構築していくことが必要です。

図3-6-2 地域包括支援センターが抱える課題

	三重県		全国	
	箇所	割合	箇所	割合
ア 職員の力量不足	34	18.1%	2,324	16.6%
イ 業務量に対する職員数の不足	35	18.6%	2,923	20.9%
ウ 職員の入れ替わりの早さ	16	8.5%	863	6.2%
エ 業務量が過大	41	21.8%	3,494	25.0%
オ 関係機関との連携が十分でない	26	13.8%	1,963	14.0%
カ 専門職の確保	29	15.4%	2,084	14.9%
キ その他	7	3.7%	322	2.3%
合計	188	100.0%	13,973	100.0%

平成25年度老健事業「地域包括支援センターにおける業務実態に関する調査研究事業」（三菱総合研究所）

図3-6-3 「職員の力量不足」の場合の業務内容

	三重県		全国	
	箇所	割合	箇所	割合
a 総合相談支援事業に関わる業務	20	20.2%	1,148	16.6%
b 権利擁護事業に関わる業務	20	20.2%	1,526	22.1%
c 包括的・継続的ケアマネジメント事業に関わる業務	14	14.1%	1,259	18.2%
d 介護予防ケアマネジメント事業に関わる業務	7	7.1%	564	8.2%
e 指定介護予防支援に関わる業務	9	9.1%	548	7.9%
f 地域におけるネットワークの構築に関わる業務	25	25.3%	1,743	25.3%
g その他	4	4.0%	113	1.6%
合計	99	100.0%	6,901	100.0%

平成25年度老健事業「地域包括支援センターにおける業務実態に関する調査研究事業」（三菱総合研究所）

- また、平成 26（2014）年 6 月の介護保険法の改正により、地域包括支援センターの設置者は、自らその実施する事業の質の評価を行うこと、及び市町においては、定期的にセンターの実施状況について点検を行うよう努めることが法定化されました。平成 25（2013）年度の調査によると、本県の保険者による地域包括支援センターに対する評価の実施は、32%にとどまっています。
- 併せて、市町がセンターの業務内容や運営状況に関する情報を公表するよう努めることも法定化されました。

図 3－6－4 地域包括支援センターに対する評価の実施

	三重県		全国	
	箇所	割合	箇所	割合
ア 運営協議会で評価している	6	24.0%	583	36.9%
イ 運営協議会以外で評価している	2	8.0%	131	8.3%
ウ 評価していない	17	68.0%	846	53.5%
不明・無回答	0	0.0%	20	1.3%
合計	25	100.0%	1,580	100.0%

平成 25 年度老健事業「地域包括支援センターにおける業務実態に関する調査研究事業」（三菱総合研究所）

- 「地域包括支援センターの設置運営について」（平成 25（2013）年 3 月 29 日付け厚生労働省老健局高齢者支援課長外）に、地域ケア会議の目的として、地域の介護支援専門員の法の理念に基づいた高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの支援が規定されました。
- 本県の地域包括支援センターの介護支援専門員に対する個別支援について、サービス担当者会議開催支援の回数及びケアマネジメントの指導の回数が全国平均に比べ非常に少ない状況です。
- また、介護支援専門員に対して、自立支援という視点を取り入れる支援についても約 25%、地域のネットワークを生かしたケアマネジメントの取組ような支援についても約 32%の地域包括支援センターが実施していない状況です。

図3-6-5 地域包括支援センターが行う介護支援専門員に対する個別支援の回数（複数回答可）

	三重県		全国	
	回数	1センターあたりの回数	回数	1センターあたりの回数
ア 個別事例に対するサービス担当者会議開催支援の回数	429	8.1	108,663	24.2
イ 個別事例に対する地域ケア会議の開催回数	233	4.4	19,250	4.3
ウ ケアマネジメントの質の向上のための研修の回数	238	4.5	18,741	4.2
エ ケアプラン作成指導等を通じた介護支援専門員のケアマネジメントの指導の回数	1,330	25.1	195,655	43.6

※1センター当たりの回数は、回数を全センター数で除した値
平成25年度老健事業「地域包括支援センターにおける業務実態に関する調査研究事業」（三菱総合研究所）

図3-6-6 地域包括支援センターが行う、地域のケアマネジャーに対しての支援の有無

	アセスメントの中に「自立支援」という視点を取り入れる支援				自立支援の観点から地域のネットワークを生かしたケアマネジメントの取り組むような支援			
	三重県		全国		三重県		全国	
	箇所	割合	箇所	割合	箇所	割合	箇所	割合
ア 支援をしている	39	73.6%	2,923	65.2%	33	62.3%	2,642	58.9%
イ 支援をしていない	13	24.5%	1,490	33.2%	17	32.1%	1,750	39.0%
不明・無回答	1	1.9%	71	1.6%	3	5.7%	92	2.1%
合計	53	100.0%	4,484	100.0%	53	100.0%	4,484	100.0%

平成25年度老健事業「地域包括支援センターにおける業務実態に関する調査研究事業」（三菱総合研究所）

（県の取組）

- 第6期計画期間中から、新たに包括的支援事業に位置付けられる「在宅医療・介護連携の推進」など、地域包括ケアシステム構築に向けた市町等の取組や地域包括支援センター職員の適切な人員体制の確保に向けて、保険者に対し地域支援事業県交付金を交付します。

- 地域包括支援センターにおいて、「総合相談支援事業に関わる業務」、「権利擁護事業に関わる業務」、「地域におけるネットワークの構築に関わる業務」について職員の力量不足による課題としてあげられているため、それらの課題解決に向けて地域包括支援センター等の職員を対象とした研修会を開催し、資質の向上に努めます。(研修会開催回数：5回、研修会参加者数：延べ265人)
- 地域包括支援センターがより充実した機能を果たしていくためには、運営に対する評価が適切に行われることが必要です。そのために、全ての市町において定期的に地域包括支援センターの実施状況について点検が行われるよう、また、センターに関する情報の公表についても適切に行われるよう、会議等を通して働きかけます。
- 地域包括支援センター職員などを対象とした研修会を開催し、地域包括支援センターにおいて、介護支援専門員の作るケアプランが高齢者や家族の自立支援をめざしたものになっているかを点検し、指導、助言が行われるよう支援します。また、職能団体が行う研修会等へ補助することにより、介護支援専門員の資質の向上に努めます。

図3-6-7 地域包括支援センターの機能強化



(2) 高齢者の見守りネットワーク

(現状と課題)

- 高齢単身・夫婦のみ世帯など支援を必要とする高齢者の増加に伴い、地域サロンの開催、見守り・安否確認、外出支援、買い物・調理・掃除などの家事支援などの生活支援の必要性が増加しています。
- 高齢者の見守りは、民生委員や地域包括支援センター、社会福祉協議会などによる定期的な訪問のほか、老人クラブなどによる友愛訪問や緊急通報システム等の貸与によるものなど、様々な実施主体により行われています。
- 平成25年度「地域包括支援センターにおける業務実態に関する調査研究事業」によると、25 保険者（市町・広域連合）中 24 保険者（96.0%）で見守りが実施されています。

図3-6-8 市町（保険者）等における見守りの実施

	三重県		全国	
	件数	割合	件数	割合
ア 実施している	24	96.0%	1,488	94.2%
イ 実施していない	1	4.0%	81	5.1%
不明・無回答	0	0.0%	11	0.7%
合計	25	100.0%	1,580	100.0%

平成25年度老健事業「地域包括支援センターにおける業務実態に関する調査研究事業」（三菱総合研究所）

- 見守りを実施している24 保険者の実施体制は、定期的な見守りの実施体制では、「民生委員が実施」の割合が62.5%と最も高く、次いで「地域包括支援センターが実施」（25.0%）、「社会福祉協議会が実施」（25.0%）などの順となっています。また、定期的でない見守りの実施体制でも「地域包括支援センターが実施」および「民生委員が実施」の割合が62.5%と最も高く、次いで「社会福祉協議会が実施」（33.3%）などの順となっています。
- 見守りが必要な高齢者宅に、緊急時に適切な対応が図られるよう設置する緊急通報システム等の整備状況については、23 保険者（92.0%）で整備されています。

図 3-6-9 見守りの実施体制

	定期的な見守りの実施体制				定期的でない見守りの実施体制			
	三重県		全 国		三重県		全 国	
	箇所	割合	箇所	割合	箇所	割合	箇所	割合
a 市町村が直接実施	2	8.3%	244	16.4%	1	4.2%	395	26.5%
b 地域包括支援センターが実施	6	25.0%	417	28.0%	15	62.5%	930	62.5%
c 民生委員が実施	15	62.5%	733	49.3%	15	62.5%	973	65.4%
d ボランティア、NPOが実施	1	4.2%	193	13.0%	5	20.8%	267	17.9%
e 自治会が実施	0	0.0%	151	10.1%	4	16.7%	372	25.0%
f 社会福祉協議会が実施	6	25.0%	419	28.2%	8	33.3%	469	31.5%
g 水道、郵便、新聞配達員等との連携	2	8.3%	242	16.3%	2	8.3%	441	29.6%
h その他	2	8.3%	213	14.3%	5	20.8%	214	14.4%

※割合は、件数を見守りを「実施している」とした保険者数で除した値
 平成 25 年度老健事業「地域包括支援センターにおける業務実態に関する調査研究事業」（三菱総合研究所）

図 3-6-10 緊急通報システム等の整備

	三重県		全 国	
	件数	割合	件数	割合
ア 整備している	23	92.0%	1,468	92.9%
イ 整備していない	2	8.0%	92	5.8%
不明・無回答	0	0.0%	20	1.3%
合 計	25	100.0%	1,580	100.0%

平成 25 年度老健事業「地域包括支援センターにおける業務実態に関する調査研究事業」（三菱総合研究所）

- また、平成 23（2011）年度から 26（2014）年度まで実施された、三重県地域支え合い体制づくり事業により、市町において、見守りのためのネットワーク（徘徊・見守り SOS ネットワーク）の構築や民生委員等の様々な地域資源が日常業務の中で高齢者等への声かけや見守りを行うことを目的とする組織（見守り活動チーム）の育成などに取り組みました。

(県の取組)

- 全ての市町において見守り活動が実施されるよう、地域包括支援センター等の職員を対象として、地域のニーズ把握やネットワーク形成力向上等に関する研修を行い、社会福祉協議会、民生委員、自治会、老人クラブなどの地域の関係者が相互に連携しながら見守り活動を実施するネットワークづくりの構築を支援します。

- 支援を必要とする高齢者の地域のニーズと地域資源のマッチングなどの取組を進めるコーディネート機能の充実を図るため、生活支援コーディネーターの養成研修などを行います。

(3) 地域ケア会議

(現状と課題)

- 地域包括ケアシステムの構築を実現するため、公的サービスとインフォーマルサービス等の有機的な連携が図られるための一つの手法である「地域ケア会議」の実施が求められています。
- 平成 25 (2013) 年 3 月 29 日付けで厚生労働省老健局高齢者支援課長外から「地域包括支援センターの設置運営について」の一部改正通知があり、「地域ケア会議」について具体的に規定されました。

「地域包括支援センターの設置運営について」(平成 25 年 3 月 29 日改正)

4 事業内容

(2) 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築

①地域ケア会議の目的

ア 個別ケースの支援内容の検討を通じた

(i) 地域の介護支援専門員の法の理念に基づいた高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの支援

(ii) 高齢者の実態把握や課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築

(iii) 個別ケースの課題分析等を行うことによる地域課題の把握

イ その他地域の実情に応じて必要と認められる事項

②地域ケア会議の機能

ア 個別課題の解決

イ 地域包括支援ネットワークの構築

ウ 地域課題の発見

エ 地域づくり・資源開発

オ 政策の形成

- さらに、平成 26 (2014) 年の介護保険法の改正で地域ケア会議を実施することが制度的に位置付けられました。

「介護保険法」(平成 26 年 6 月 25 日改正)

第 115 条の 48 市町村は、第 115 条の 45 第 2 項第 3 号に掲げる事業の効果的な実施のために、介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員その他の関係者、関係機関及び関係団体により構成される会議を置くよう努めなければならない。

2 会議は、要介護被保険者その他の厚生労働省令で定める被保険者への適切な支援を図るために必要な検討を行うとともに、支援対象被保険者が地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制に関する検討を行うものとする。

- 地域ケア会議には、介護支援専門員や介護事業所等の多職種が連携して困難事例等のケースワークを地域包括支援センターで行う「個別会議」と、市町の施策や事業の立案につなげる「推進会議」の2種類があります。
- 地域ケア会議を開催するうえで、必要となる専門職種が不足する場合など市町等への支援として、平成 24（2012）年度から地域ケア会議活動支援アドバイザーの派遣（専門職派遣事業）を行いました。さらに平成 25（2013）年度からはそれに加えて、地域ケア会議の運営支援・助言等を担う広域支援員派遣事業を実施しました。
- また、地域ケア会議の普及、定着を図ることを目的として、平成 25（2013）年度、26（2014）年度と地域包括支援センター及び市町の職員を対象とした地域包括ケア担当者会議を開催し、課題の把握に努めました。
- その結果、個別ケースの検討は行われているものの、高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの支援についての取組が弱いことが明らかになりました。また、個別課題の解決など個別ケースの検討を主に開催されており、地域づくり・資源開発や政策形成といった地域課題の検討の開催は少ない現状です。

図 3-6-11 地域ケア会議の機能別の開催回数（延べ回数）

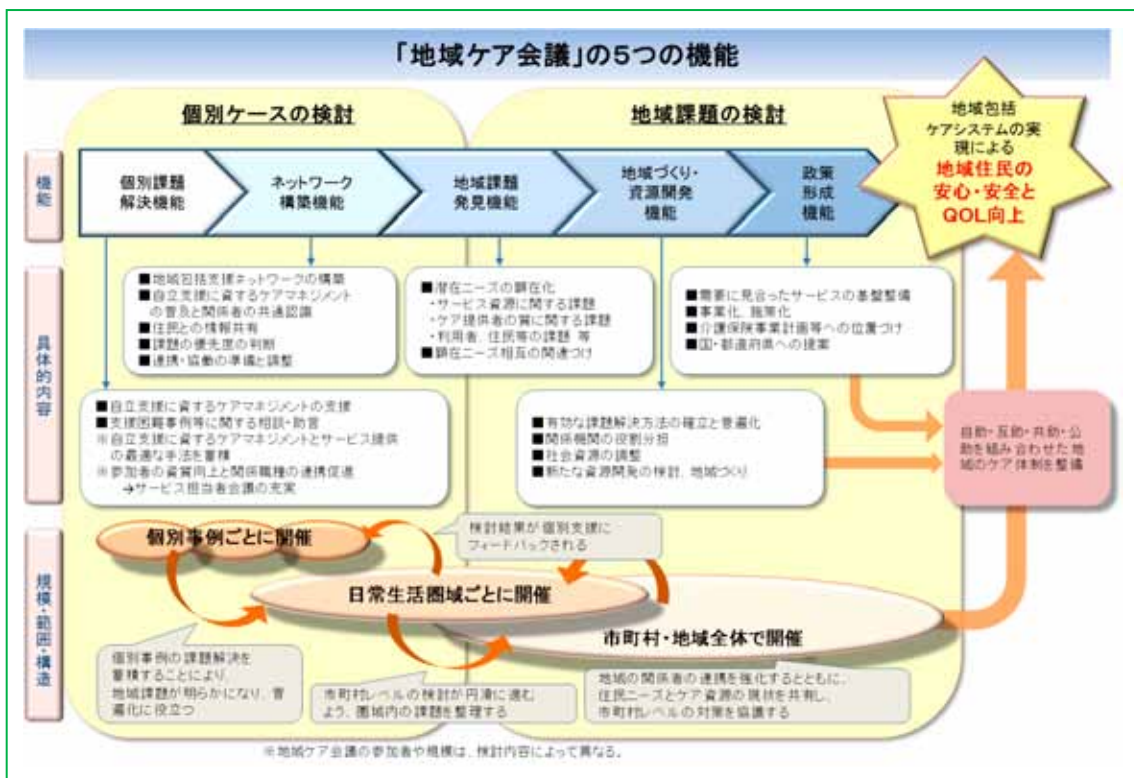
	市町村が主催				地域包括支援センターが主催			
	三重県		全国		三重県		全国	
	延べ回数	平均延べ回数	延べ回数	平均延べ回数	延べ回数	平均延べ回数	延べ回数	平均延べ回数
ア 個別課題解決機能	52	8.7	3,804	11.3	337	9.4	23,469	9.6
イ ネットワーク構築機能	7	7.0	2,490	9.0	99	5.5	18,312	8.1
ウ 地域課題発見機能	19	9.5	1,751	9.2	53	4.8	9,427	6.6
エ 地域づくり・資源開発機能	6	3.0	1,221	7.8	23	2.6	6,815	6.6
オ 政策形成機能	7	2.3	482	4.9	15	5.0	1,712	5.9

※「平均延べ回数」は、「延べ回数」を実施保険者数／実施センター数で除した値
平成 25 年度老健事業「地域包括支援センターにおける業務実態に関する調査研究事業」（三菱総合研究所）

(県の取組)

- 市町または地域包括支援センターにおいて、より充実した地域ケア会議が開催されるよう、引き続き、地域ケア会議活動支援アドバイザーの派遣（広域支援員及び専門職）を行います。
- 地域ケア会議の取組を促進するため、市町および地域包括支援センター職員を対象として会議を開催し、好事例の紹介や情報交換を行うなど、市町等における取組状況を把握し、課題解決に向けて支援します。
- 市町介護保険担当者会議等を通して、個別事例の検討を通じ、高齢者に対する包括的ケアと自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高め、保健・医療職やインフォーマルサービス等を含めた地域包括支援ネットワークの構築につなげるなど、地域ケア会議が実効性のあるものとして定着するよう普及に努めます。また、併せて、地域づくり・資源開発、政策形成等につなげ、介護保険事業支援計画に位置付ける等の対応ができるような地域ケア会議の開催について支援します。

図 3-6-12 「地域ケア会議」の5つの機能

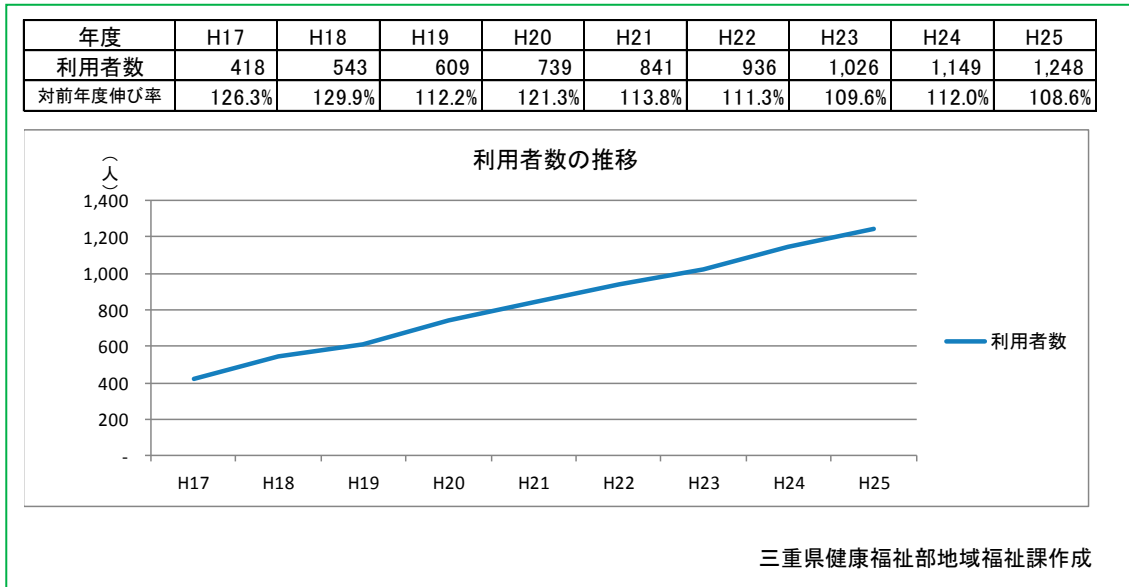


(4) 高齢者の権利擁護

(現状と課題)

- 介護保険制度の導入により、介護サービスの利用が措置から契約に移行されましたが、認知症高齢者や知的・精神障がい等を有する高齢者が、十分な判断能力がないために必要なサービスが受けられていないケースがあります。
- また、十分な判断能力がないことから、悪徳商法や振り込め詐欺などの経済的な被害に遭う高齢者が増加しています。
- 認知症高齢者や知的・精神障がい等を有する高齢者など、十分な判断能力がない人が地域で自立した生活を継続できるようにするために、福祉サービスの利用支援や日常的金銭管理を行う「日常生活自立支援事業」について、利用者が年々大幅に増加しており、今後も更なる増加が予想されることから、それに対応する実施体制を確保する必要があります。
- 成年後見制度は、認知症高齢者などの判断能力が不十分な人を支援していくための制度です。本人、配偶者、4親等以内の親族、市町長の申立などにより、家庭裁判所が本人の身上監護及び財産管理のできる適任者（「成年後見人等」）を選びます。成年後見人等は、親族のほか、弁護士、司法書士、社会福祉士などの第三者が選ばれることがあります。
また、申立をする適切な親族がいなかったり、資力がないことなどにより成年後見制度を利用できない場合に市町長が申立を行う市町長申立や、成年後見制度の推進・普及など、身近な行政である市町の役割が大きいことから、県では市町担当者などを対象にした成年後見制度に関する研修を実施しています。

図 3 - 6 - 13 日常生活自立支援事業利用者数の推移



(県の取組)

- 県は日常生活自立支援事業に関して、今後も利用者の増加に対応するために、事業の実施主体である三重県社会福祉協議会と事業の効率的・効果的な実施について情報交換を図りながら必要な支援を行います。
- 成年後見制度の活用を促進するため、地域支援事業（成年後見制度利用支援事業）を活用し、市町長申立や後見人報酬、成年後見制度の利用促進のための広報・普及活動等の費用について助成を行います。
- 市町担当者などを対象にした成年後見制度に関する研修を実施します。

図 3 - 6 - 14 津家庭裁判所管内の市町長申立件数

最高裁判所事務総局家庭局資料

年度	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
市町長申立数	27 件	48 件	46 件	60 件

(5) 高齢者の虐待防止への対応

(5) - 1 高齢者虐待の未然防止への取組

(現状と課題)

- 平成 25 (2013) 年 12 月 26 日に厚生労働省が発表した「平成 24 年度高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果」(以下、「高齢者虐待状況調査」という。)によると、全国では、高齢者の虐待件数は前年度よりは減少したものの依然として少なくない状況にあります。
- 高齢者虐待には養介護施設従事者等によるものと養護者によるものがあり、本県の平成 24 (2012) 年度の高齢者虐待の状況は、いずれも、相談・通報件数は前年度より増加していますが、虐待と判断された件数は同数または減少しています。しかし、依然として虐待自体は発生しており、表面化していない潜在的な虐待の存在も否定しきれないのが現状です。

図 3 - 6 - 15 三重県の高齢者虐待の推移 (養介護施設従事者等によるもの)

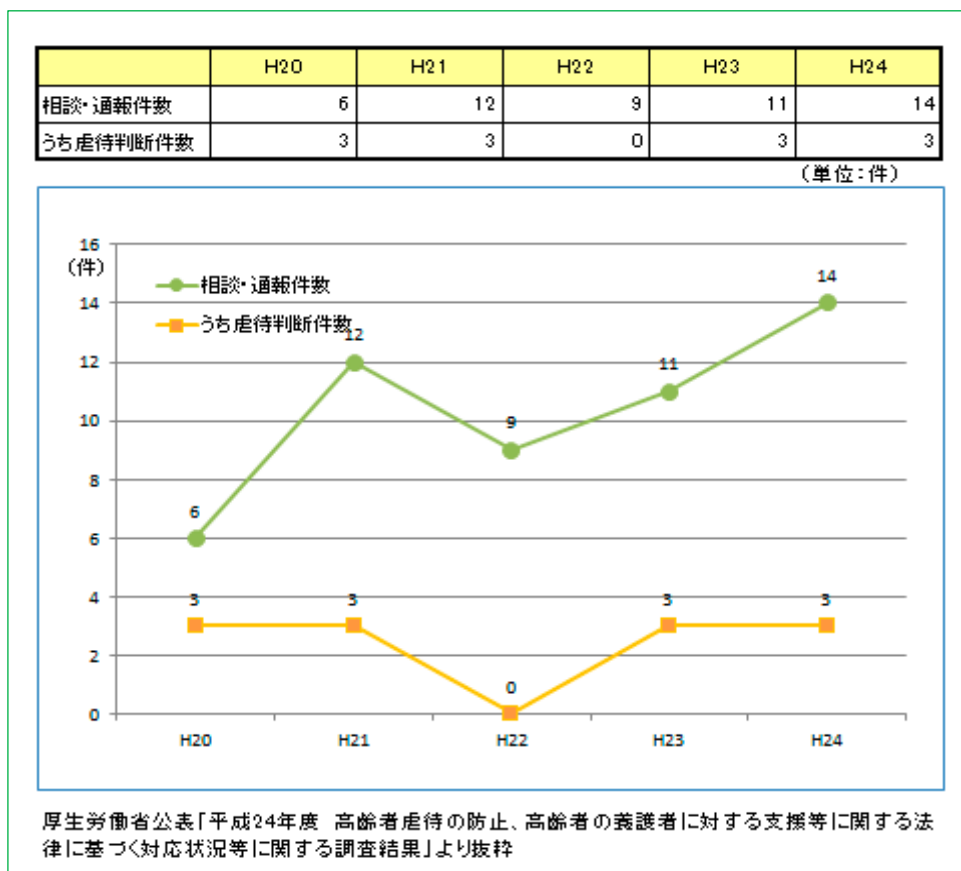
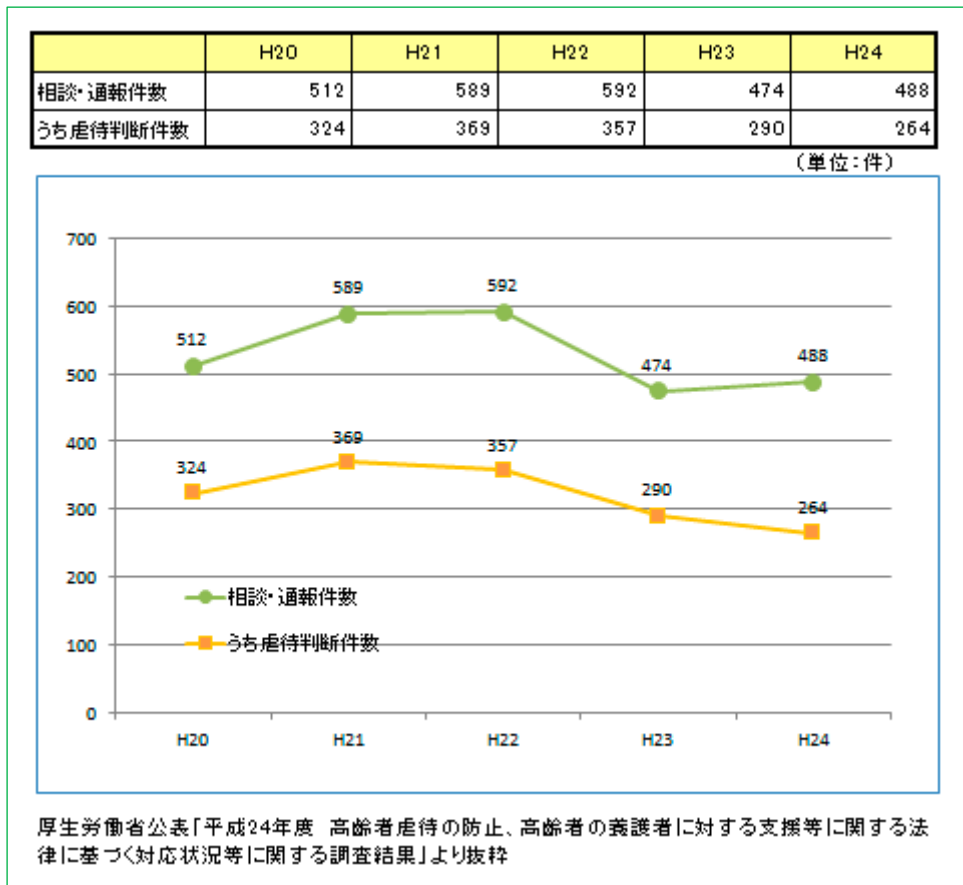


図3-6-16 三重県の高齢者虐待の推移（養介護者によるもの）



- 高齢者虐待状況調査によると、高齢者虐待が発生する要因として、養介護施設従事者等によるものでは、①教育・知識・介護技術等に関する問題、②職員へのストレスや感情のコントロールの問題、③虐待を行った職員の性格や資質の問題が、また養護者によるものでは、①虐待者の障害・疾病、②虐待者の介護疲れ・介護ストレス、③家庭における経済的困窮（経済的問題）等が浮かび上がってきました。
- その背景としては、ライフスタイルの変化により、家族で介護できないために施設に入所する高齢者が増えたことで、介護職員への身体的・精神的負担が増えていることなどや、核家族化や少子化が進むことにより、介護等の負担を分け合うことができずに介護ストレスが過度にかかってしまうことなどが考えられます。

- また、一方で、虐待という認識がないまま行為に至っている事例もあります。認知症患者に対する正しい知識や接し方がわからず、介護のつもりで行っている行為が実際は虐待行為である場合や、自分が行っている行為が虐待の範囲に及んでいるとの自覚がない場合など、正しい知識や対応方法を知っていれば未然に防ぐことができる事例もあります。

図3-6-17 高齢者虐待の主な発生要因（全国）

◆養介護施設従事者による虐待		
内容	件数	割合(%)
教育・知識・介護技術等に関する問題	78	55.3%
職員のストレスや感情コントロールの問題	42	29.8%
虐待を行った職員の性格や資質の問題	40	28.4%
倫理観や理念の欠如	16	11.3%
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	14	9.9%
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	14	9.9%

（複数回答可、上位5件）

◆養護者による虐待		
内容	件数	割合(%)
虐待者の障害・疾病	1152	23.0%
虐待者の介護疲れ、介護ストレス	1140	22.7%
家庭における経済的困窮（経済的問題）	826	16.5%
家庭における被虐待高齢者と虐待者の虐待発生までの人間関係	632	12.6%
被虐待高齢者の認知症の症状	518	10.3%

（複数回答可、上位5件）

厚生労働省公表「平成24年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果」より抜粋

- 高齢者虐待を未然に防ぐためには、行政のみならず、専門機関や民間機関等も含めた関係者で構成する見守りネットワークの活用や地域ぐるみでの支え合いなどの早期発見につなげるための仕組みづくりのほか、虐待についての正しい知識の周知や、地域包括支援センター等相談窓口の周知、高齢者介護にかかる介護保険サービスの利用など、高齢者と暮らす家族の負担を軽減するための取組を総合的に推進することが重要です。
- 高齢者虐待状況調査によると、平成24（2012）年3月末時点での三重県内の市町における高齢者虐待防止法に基づく体制整備状況は、民生委員、住民、社会福祉協議会等からなる「早期発見・見守りネットワーク」の構築につい

ては 29 市町中 22 市町（75.9%）で取組がされています。また、介護保険サービス事業者からなる「保険医療福祉サービス介入支援ネットワーク」（16 市町、55.2%）や行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」（15 市町、51.7%）についても市町において構築が推進されるよう、引き続き支援していく必要があります。

図 3-6-18 市町における高齢者虐待防止法に基づく体制整備状況

	早期発見・見守りネットワークの構築	保健医療福祉サービス介入支援ネットワークの構築	関係専門機関介入支援ネットワークの構築
三重県	22保険者 (75.9%)	16保険者 (55.2%)	15保険者 (51.7%)

(H24年度末現在で取組済の保険者数)

厚生労働省公表「平成24年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果」より抜粋

（県の取組）

- 市町および地域包括支援センターの職員を対象とした研修や養介護施設の従事者や看護実務者を対象とした研修を実施し、平成 27（2015）年度から平成 29（2017）年度までの受講者目標を 1,000 人として、高齢者虐待についての正しい知識や対応についての普及啓発を行います。
- 県政だより等の広報媒体を活用して、広く県民に対し、高齢者虐待についての正しい知識や高齢者と暮らす家族の負担を軽減するための介護保険サービスの利用や介護に対する不安等を相談できる窓口の周知等を行います。
- 高齢者虐待の早期発見や高齢者を介護する家族を地域での見守りを推進するため、市町が行う関係者や地域で作るネットワーク体制づくりを支援します。

(5) 高齢者の虐待防止への対応

(5) - 2 高齢者の虐待への対応

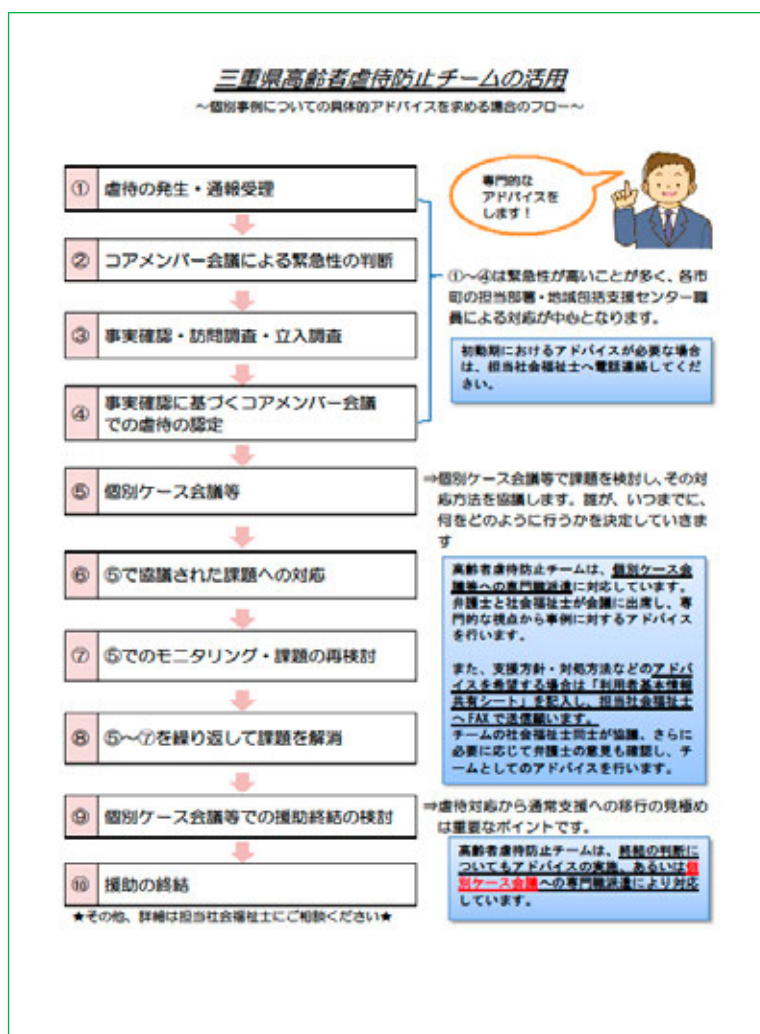
(現状と課題)

- 三重県の平成 24 (2012) 年度の高齢者虐待の状況は、(4) - 1 においても既述のとおり、養介護施設従事者等によるもの、養護者によるものいずれも、相談・通報件数は前年度より増加していますが、虐待と判断した件数は同数または減少しています。しかし、依然として虐待自体は発生しており、表面化していない潜在的な虐待の存在も否定しきれないのが現状です。
- 高齢者虐待対応においては、未然の防止策を講じると同時に、発生してしまった虐待事例に対する適切な対応が不可欠です。高齢者虐待の一義的な窓口は市町となりますが、迅速かつ適切に対応することにより虐待の被害を抑えることができる事例も少なくないことから、都道府県においては市町の資質向上を支援することが求められています。
- 本県では、これまで市町職員や地域包括支援センター職員、看護職員等を対象とした地域権利擁護にかかる基本研修や実務者向け研修、専門職を交えて意見交換を行う交流会等を実施し、高齢者虐待の正しい知識や、虐待が発生した場合の適切な対応の方法などについて、情報提供や助言等を行ってきました。
- また、特に対処が困難な事例に対しては、「三重県高齢者虐待防止チーム」の積極的な活用を促進しています。「三重県高齢者虐待防止チーム」は三重弁護士会、三重県社会福祉士会、三重県健康福祉部長寿介護課が連携して設置している組織で、専門職が高齢者虐待の困難事例発生後の対応について、個別アドバイスを行うほか、個別ケース検討会議等に専門職を派遣するなどのサポートを行っています。

(県の取組)

- 市町や地域包括支援センターの職員を対象とした実務者向けの研修を行い、高齢者虐待についての正しい知識や虐待が発生した場合の適切な対応について普及啓発するなどの技術的支援を行います。
- 対応困難な事例について、「三重県高齢者虐待防止チーム」の積極的な活用を促進するため、研修会等で周知するほか、チラシ等の紙媒体やホームページでの情報提供を行います。
- 各市町のみでは対応が困難な事例について、相談への助言や市町と連携した対応を行います。

図 3-6-19 三重県高齢者虐待防止チーム活用フロー



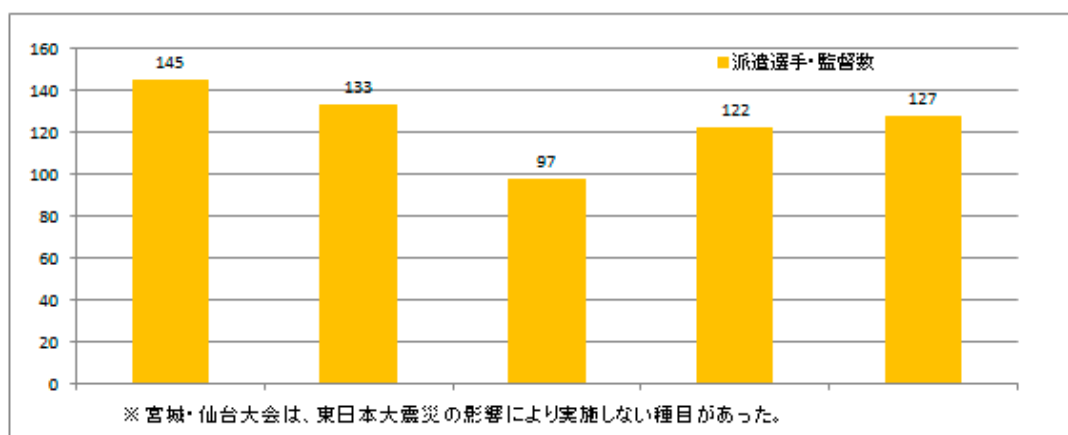
(6) 高齢者の健康・生きがいづくり

(現状と課題)

- 平成 25 (2013) 年 10 月現在の三重県における高齢化率が 26.2% (全国は 25.1%) になるなど、かつて経験したことのない高齢社会を迎えている今、健康寿命を延伸することの有効性が改めて見直されています。高齢者が健康で生きがいを持っていきいきと生活することは支え合いの地域づくりや介護予防につながるとともに、社会的孤立を防止することにもなります。
- また、老人福祉法では、地方公共団体は、老人の心身の健康の保持に資するための教養講座、レクリエーション等の事業を実施するよう努めなければならないと規定されています。
- そこで本県では、毎年「全国健康福祉祭 (ねんりんピック)」への選手の派遣および文化作品展への出展を行い、高齢者の生きがいづくりを支援しています。
- 図 3-6-20 ねんりんピックへの選手派遣の推移

開催年	2010 H22	2011 H23	2012 H24	2013 H25	2014 H26
開催地	石川県	熊本県	宮城・仙台	高知県	栃木県
派遣選手・監督数	145	133	97	122	127
参加種目数	20	19	15	19	20

※役員、事務局、引率等は除く



(三重県長寿介護課作成)

- 一方、これからの社会においては、元気な高齢者が地域の担い手として活躍することにより、地域の支え合いが推進されることや、高齢者が社会の中で役割を持ち、生きがいを感じることで自らの介護予防にもつなげていくことなどに大きな期待が寄せられています。
- 本県では、地域における住民主体の集いの場を創出し、高齢者が利用者として参加するだけでなく、元気な高齢者が主体となって集いの場を運営していくという生きがいづくりの活動を推進するため、地域リーダーの養成事業を行っています。
- この事業は、地域において活動をしたいという意欲のある高齢者団体を対象として、生活支援サービスや見守り活動など、地域が必要としている活動を行うための実践的スキルを学ぶ研修を実施するものです。また研修と並行して、当該団体が属する市町や市町社会福祉協議会などの関係機関による会議を実施し、カリキュラムの内容や研修終了後の活動の場について検討することで、住民と行政が連携して、地域資源の創出から活用・運用へと発展させていくことを目的としています。
- この事業により創出された集いの場は、各市町が新しい総合事業を推進するうえで、地域の受け皿にもなりうるものであり、生活支援サービスの充実にも寄与するものと考えられます。

図 3-6-21 地域リーダー養成研修のカリキュラム例

好きです明和町！自分たちで明和町のお年寄りが住みやすい町に！！	
科目	概要
オリエンテーション	
1 ボランティアってむずかしい？	ボランティアの楽しさや、気軽に様々なことができることを学びます。
2 ご近所口はどんな方が住んでいる？	見守り支援は、普段の生活内のできる簡単なことです。その方法を学びます。
3 自分達ができることほどんなものがあるの？	ボランティア保険や、制度のことを学びます。
4 近所の方の家のお手伝い①	介護保険の事業と、ボランティアでできる事業の差を学びます。
5 近所の方の家のお手伝い②	ヘルパーさんがしているお仕事の中で簡単にできることを学びます。
6 サロンをつくってみよう！	自分達でできるサロンを作ります。すでにサロンを運営している方も、新たな内容で、簡単にサロンを運営できる手法を学びます。
7 サロンを大きくしてみよう！！	すでにサロン活動をされている方がマンネリ化している状況に、自分達でできる新しいレクリエーション等を学びます。
8 どんなことがやってみたい？	すべてを学んだうえで、今自分達でできることを再確認、新発見してそれらを共感し合います。
おわりに	

(県の取組)

- 高齢者がスポーツや芸術、参加者同士の交流等を通じて、心身ともにいきいきと輝きながら生活できるよう、全国健康福祉祭（ねんりんピック）へ、毎年120名を目標に選手・監督を派遣するとともに、文化作品展への出展を行います。
- 「地域リーダー養成研修」を実施し、人材育成を行うとともに、関係機関との連絡調整を行い、育成した人材が研修終了後に地域で活躍するための場づくりを支援し、高齢者の社会参加を推進していきます。

図3-6-22 第27回ねんりんピック栃木2014



図3-6-23 平成26（2014）年度地域リーダー養成研修



(7) 老人クラブ活動支援

(現状と課題)

- 老人クラブは、60歳以上の会員で構成する、地域を基盤としたおおむね30人以上の自主的な組織で、健康づくりや介護予防に資する活動のほか、近年では地域貢献活動にも力を入れており、友愛活動やボランティア活動、世代間交流、環境美化、リサイクル活動など、地域の担い手としての活躍が期待されているところです。
- 本県では、各市町の老人クラブや老人クラブ連合会が行う事業に対し、国、県、市町が3分の1ずつ財源負担する「在宅福祉事業（高齢者地域福祉推進事業）」による補助を行い、その活動を広く支援しています。特に地域貢献活動については重点的に補助を行い、支援を強化しています。

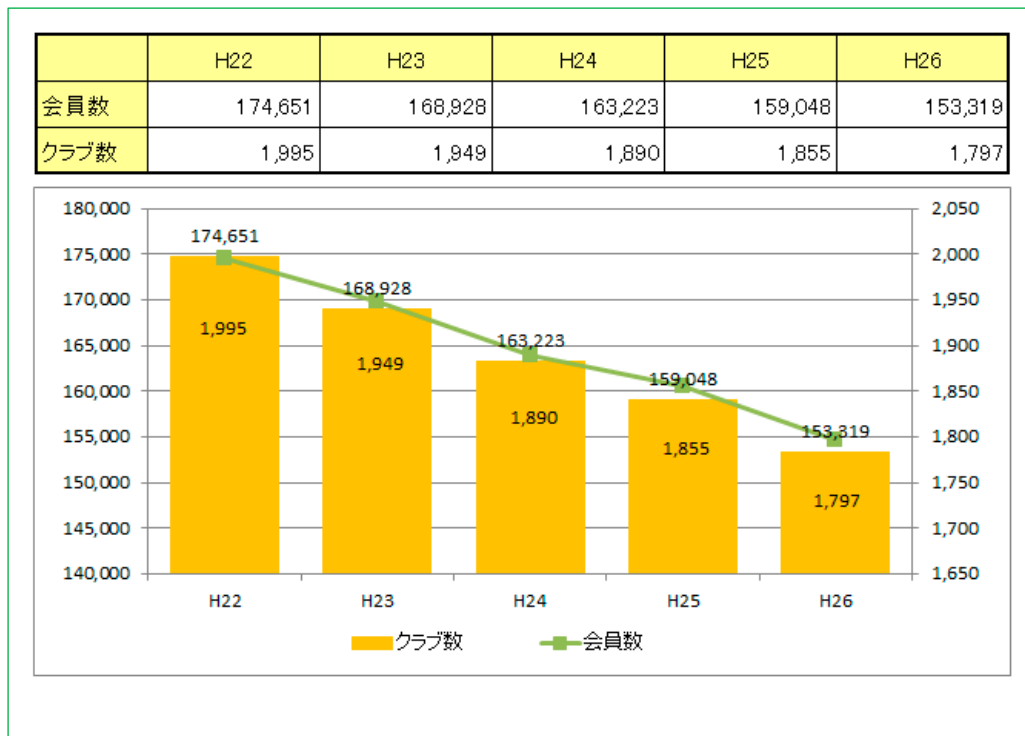
図3-6-24 老人クラブ事業が実施した地域貢献活動の件数（三重県）

	単位老人クラブ事業			市町老人クラブ連合会事業		
	友愛訪問活動	清掃奉仕	地域見守り	地域支え合い事業	若手高齢者組織化・活動支援事業	市町老連活動支援体制強化事業
平成24年度	189	889	172	5	2	2
平成25年度	260	773	112	6	2	2

※実施事業のうち、地域貢献活動のみ抜粋

- 一方で、老人クラブが抱える大きな課題に、高齢者が増え続けているにもかかわらず、老人クラブのクラブ数や会員数が減少、あるいは伸び悩んでいることが挙げられます。平成26（2014）年4月現在の三重県内の老人クラブ数は1,797クラブ（前年度比96.9%）、153,319会員（前年度比96.4%）となっており、減少の一途をたどっています。また、会員の高齢化が進むことで若手層の後継者が不足し、クラブの存続が難しくなっています。
- このような課題は、本県のみならず全国的な傾向として表れていることから、全国老人クラブ連合会では、会員増強策として、平成25（2013）年度に「100万人会員増強運動」の取組を打ち出し、改善に取り組んでいるところです。

図3-6-25 三重県の老人クラブ数および会員数の推移



- なお、老人クラブへの参加が減少している要因としては、社会情勢や高齢者の生活スタイルの変化、定年延長、趣味の多様化等により、高齢者自身の考え方が変化し、従来の老人クラブのイメージや活動内容が魅力あるものとして捉えられなくなってきていることなどが考えられます。
- これからの地域支え合い体制においては、地域に密着した団体である老人クラブが地域の担い手として活躍することが、これまで以上に求められていきます。
- また、高齢者が老人クラブ活動を続ける中で、健康と生きがいを保持して仲間づくりを行い、元気であり続けることは健康寿命の延伸にもつながります。
- 老人クラブ活動のより一層の活性化を図り、高齢者の生きがいや健康づくりを推進するためにも、老人クラブの存在意義や役割を地域に広め、活動に共感・賛同する高齢者を増やすとともに、若手層を中心とした高齢者に対し「互助・共助」の必要性を周知して社会貢献活動への意識向上を高めていくことが必要です。

(県の取組)

- 単位老人クラブが行う友愛活動やボランティア活動等の地域貢献活動について、重点的な補助配分を行うことで、老人クラブが地域の担い手になるような活動の支援を強化します。
- 市町老人クラブ連合会において、地域貢献活動のほか、若手高齢者の組織化や市町老連活動支援体制強化等について、重点的な補助配分を行うことで、会員数増加や資質の向上に資する活動の支援を強化します。
- 三重県老人クラブ連合会が平成 26（2014）年度に実施した老人クラブの実態調査の結果をもとに、老人クラブの活動の現状やニーズ等を分析し、今後の活動支援のあり方を検討していきます。

(8) 消費者保護

(現状と課題)

- 高齢者をターゲットとした悪質商法が依然として後を絶たず、三重県消費生活センターに寄せられた相談のうち 60 歳以上の相談者の割合が増加傾向を示しており、平成 25 (2013) 年度は県への相談全体の 30%を超えるまでになりました。
- 近年では、日中在宅している割率が高い高齢者を対象とした訪問販売、電話勧誘販売による被害が多く、中でも健康食品、居宅のリフォームに関する相談が増えています。

図 3-6-26 苦情相談件数の推移

年 度	H21	H22	H23	H24	H25
苦情相談件数	6,175件	5,739件	4,847件	4,023件	4,095件
60才以上の苦情相談	1,438件	1,430件	1,274件	1,175件	1,358件
構成率	23.3%	24.9%	26.3%	29.2%	33.2%

(県の取組)

- 啓発活動の一環として、地域で開催される消費者展等に参加し、啓発を行います。また、各地域において、消費生活に関する出前講座等を実施します。
- 判断能力が十分ではない高齢者等の消費者トラブル防止のために、市町と連携して地域における見守り体制を推進します。
- 高齢者被害防止のため、地域の民生委員、社会福祉協議会職員、消費者団体、地域包括支援センター等を対象に「消費者啓発地域リーダー」を養成し、「消費者啓発地域リーダー」の地域での自主的啓発活動の支援を行います。

(9) 交通安全

(現状と課題)

- 県内の交通事故死者数は長期的には減少傾向にありますが、65 歳以上の高齢死者の占める割合は、平成 20 (2008) 年以降、全体の死者数の半数以上を占めている状況が続いていることから、高齢者の交通事故防止が継続的な課題となっています。
- 高齢者の死者のうち、交通弱者（歩行者、自転車）の死者が約 5 割を占めていることから、交通弱者に対する対策を強化するとともに、加齢に伴う身体機能の変化が、運転者の行動に影響を及ぼすことから、運転者の高齢化対策についても充実・強化を図る必要があります。

図 3 - 6 - 27 県内の交通死亡事故

年	2007 (H19)	2008 (H20)	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)
全死者数 (人)	118	110	112	135	95	95	94
うち高齢 者 (人)	55	56	65	71	53	48	49
構成率	46.6%	50.9%	58.0%	52.6%	55.8%	50.5%	52.1%

(県の取組)

- 四季の交通安全運動において、「高齢者の交通事故防止」を重点に掲げ、反射材の活用等をはじめとするきめ細かい広報・啓発活動を展開し、高齢者の交通安全意識の高揚を図ります。
- 毎月21日を「高齢者の交通安全の日（セーフティ・シルバー・デー）」と定め、高齢者を重点とした交通安全活動を推進します。
- 三重県交通安全研修センターにおいて、高齢者の特性に応じた、自ら交通事故から身を守るための参加・体験・実践型の交通安全教育を実施します。
- 県内の交通事故実態や発生割合の高い地域等を勘案し、地域の交通安全活動に自ら取り組む高齢者（交通安全シルバーリーダー）を育成・活用します。
- 運転者の高齢化対策として、運転免許証を自主返納（申請取消）した方の支援に努めます。

(10) 雇用確保

(現状と課題)

- 少子高齢化の急速な進行に伴い、労働力人口の減少が予測されているなか、労働力人口の不足を補うには高年齢者の活躍が不可欠であり、高年齢者も意欲と能力があるかぎり働く「生涯現役社会」の実現に向けて取り組んでいく必要があります。
- 働く意欲のある高年齢者に働く場を提供するため、企業と高年齢者のマッチングの機会を提供していくことが必要です。
- 団塊の世代が労働市場からの引退過程にあり、高年齢者の多様な就業の受け皿としてシルバー人材センターの果たす役割はさらに大きくなることから、シルバー人材センターの機能拡充やシルバー人材センターを通じた就労機会の提供が求められます。

(県の取組)

- 企業と高年齢者がマッチングする機会を提供し、高年齢者の就労が促進されるようハローワークや三重労働局、市町等と連携して就職面接会を開催します。
- 高年齢者の生きがい対策、多様な就労機会の確保のため、シルバー人材センターの機能拡充に向けた支援を行います。

(11) ユニバーサルデザイン

(現状と課題)

- ユニバーサルデザインの意味を知っている県民の割合は上昇していますが、意識の浸透は十分ではありません。すべての人の人権が尊重され、共に暮らすことができる社会を実現するためには、施設整備等のハード面の整備とともに、ソフト面の取組が必要であり、一人ひとりが互いにおもいやりを持って、ユニバーサルデザインのまちづくりを自分自身の問題としてとらえて行動することが必要です。
- ユニバーサルデザインに配慮された施設整備は進んできており、整備基準に適合する公共施設や商業施設等に適合証を交付し、適合施設を県ホームページで周知しています。さらに適合施設を増やすため、ユニバーサルデザインに対する事業者や設計者の理解が進むよう啓発する取組が必要です。
- 高齢者が自由に行動し、安全で快適に生活できる社会を実現するためには、施設整備等とともにわかりやすい情報が必要となりますが、印刷物やホームページ、施設の案内板などの情報については、このような配慮がなされていないものも見られます。また、公共施設や公共交通機関、民間の商業施設等において、利用する方に応じたサービスの提供がなされるよう、ユニバーサルデザインの考え方を学ぶ機会を継続して提供する必要があります。

(県の取組)

- 県民の皆さんが、ユニバーサルデザインのまちづくりの考え方を理解し、行動していくため、啓発活動や学習機会の提供を行うとともに、活動を担う人材の育成を進めます。
- 高齢者が、安全で自由に移動し、安心して快適に施設を利用できる環境を整えるために、歩行空間、交通システム、案内表示、建築物、公園などを整備します。また、施設の整備または管理を担う人たちへの啓発活動を行うとともに、整備された施設について、県民の皆さんへの情報提供を進めます。

- ユニバーサルデザインの視点に立ち、わかりやすい情報提供や、利用しやすく満足感を得られるサービスの提供を進めます。また、サービスを利用するさまざまな方への配慮がなされるよう、ユニバーサルデザインのまちづくりに関する研修などを通じて啓発を行います。

(12) 防災対策

(現状と課題)

- 近年、東日本大震災の発生、台風や局地的大雨に伴う土砂災害等により、高齢者や高齢者施設が被災する事例が多くなってきており、高齢者が安心して過ごせる場の確保と防災対策が必要となっています。
- 県では、東日本大震災の教訓をふまえ、これからの三重県の地震・津波対策の方向性と道筋を示した「三重県新地震・津波対策行動計画」を平成 26 年（2014）3月に策定しました。この計画では、特に注力すべき課題として、災害時要援護者対策を掲げ、重点的に取り組んでいくこととしています。
- また、平成 27 年（2015）3月に、「三重県新風水害対策行動計画（仮称）」を策定し、風水害対策についても本格的な取組を進めていくこととしています。
- 高齢者は、風水害、地震、津波、火災等の発生時に支援を必要とするものが多く、主に災害対策を担う市町において「災害時要援護者」対策として支援の体制を整備しておくことが求められます。
- また、災害により施設や設備が被害を受け、入所者が施設での生活を続けることが困難となるなど、避難先の確保が必要となりますが、避難所での生活は高齢者にとって困難であり、施設などによりそれぞれの高齢者に即した支援が行われる必要があります。
- さらに避難時には迅速かつ安全に入所者を避難させることが要求され、それに伴う施設職員の派遣や受け入れが円滑に行われる体制づくりが必要です。
- 平成 25（2013）年度に東紀州圏域をモデル地域とし、特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設をメンバーとするワーキンググループを立ち上げ、施設間の相互支援協定の締結に向けた協議を行い、平成 26（2014）年 3月に圏域内の 16 施設が協定を締結しました。

(県の取組)

- 「三重県新地震・津波対策行動計画」、「三重県新風水害対策行動計画(仮称)」に位置づけた災害時要援護者対策の取組を着実に推進していきます。
- 東紀州圏域以外の特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設に対して、施設間の相互支援協定について周知を行うなど、協定締結に向けての働きかけを行っていきます。
- 市町における避難行動要支援者の名簿の作成や、それに基づく個別計画の整備等の取組を支援します。
- 福祉避難所未指定(協定未締結)の市町への働きかけを行うことにより、市町による福祉避難所の指定や社会福祉施設等との協定締結を促進します。
- 市町が実施する、在宅要介護者等の避難体制の整備について、各市町の実施状況を定期的に調査する等により情報共有を図るとともに、平常時から専門職種と連携して防災対策の検討を行う会議の開催を支援するなどの取組を進めます。
- 在宅要介護者等の避難体制の整備に係る介護職員等に対し、災害時の対応に関する研修等を実施します。